

様式第八号（第二十七条第二項関係）

年 月 日

厚生（支）局長 殿

承認番号
厚生年金適用事業所の名称
所在地
事業主名
住所

印

企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格A列4番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに厚生局長及び厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
（ 事業年度） 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに係る業務			
企業型年金加入者数	名(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名(男	名、女	名)
合計	名(男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに係る業務			
企業型年金加入者数	名(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名(男	名、女	名)
合計	名(男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに係る業務			
企業型年金加入者数	名(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名(男	名、女	名)
合計	名(男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に係る業務			
企業型年金加入者数	名(男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名(男	名、女	名)
合計	名(男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④については、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③については、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに係る業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

3. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用商品名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円			
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円	—	—	—

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する号番号を記載すること。
3. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
4. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給付		事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給額）	
老齢給付金	年金	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）	
	一時金	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）	
障害給付金	年金	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）	
	一時金	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）	
死亡一時金		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）	
脱退一時金		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）	
計		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）	

(法第2条第7項第1号ロに係る業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに係る業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男 女 計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに係る業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老 齢 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に係る業務の実施状況)

7. 報告者が法第2条第7項第2号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用方法数	第1号運用方法	第2号運用方法	第3号運用方法

(備考)

- 「第1号運用方法」とは選定及び提示している運用方法のうち令第16条に規定する運用の方法の数を、「第2号運用方法」とは第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法」とは令第15条第1項第3号カからナまでに掲げる運用の方法の数をいう。
- 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
- 企業型年金加入者等に提示した運用の方法を変更し、運用方法数、第1号運用方法数、第2号運用方法数又は第3号運用方法数が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
- 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の情報提供の内容

運用の方法名	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定・提示した運用商品ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
2. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

9. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

件数	移換金額
人	円

(備考) 当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

10. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
- 事業年度末の状況について記載すること。

11. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
- 事業年度末の状況について記載すること。

12. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
25,501円～27,500円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,750円							
12,751円～13,750円							
人数計							

(備考)

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 事業年度末の状況について記載すること。

13. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

		加入者掛金					
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 20,000円	20,001円～ 27,499円	27,500円
事業主掛金	0円						
	1円～ 5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～20,000円						
	20,001円～27,499円						
	27,500円						
	27,501円～30,000円						
	30,001円～40,000円						
	40,001円～50,000円						
	50,001円～55,000円						

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

		加入者掛金				
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,749円	13,750円
事業主掛金	0円					
	1円～ 5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～13,749円					
	13,750円					
	13,751円～20,000円					
	20,001円～27,500円					

(備考)

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 事業年度末の状況について記載すること。